

平山修史(用度課物品調達係事務官)

差出人: 平山修史(用度課物品調達係事務官) <[redacted]>
送信日時: 2020年10月28日水曜日 10:00
宛先: [redacted]
CC: (物調係) 鈴木係長 ([redacted]); (物調係) 小川さま
[redacted]; (管理係) 望月係長 [redacted]
[redacted]; 岡田 圭介 (管理係専門職)
件名: 【最高裁：用度課】監視カメラ等の購入等について（発注）
添付ファイル: 仕様書(監視カメラ等の購入等).pdf

株式会社アルタクラスセ [redacted] 様
様

お世話になっております，最高裁判所経理局用度課物品調達係の平山です。

下記の件について御見積書のご提出ありがとうございました。
見積競争を行った結果，貴社の見積書（No. [redacted]）が最廉価となりましたので，次のとおり契約及び発注いたします。

件名：監視カメラ等の購入等
契約金額： 440,000円（税込み）
引渡期限：令和2年11月30日（月）
設置場所，品名及び数量等は添付仕様書のとおり

正式発注となりますので，お手数ですが，見積書の原本を当職までご送付ください。

作業日の目途が立ちましたら，当職までご連絡ください。

請求書については作業完了後，別途連絡しますので，連絡後に請求書を発行してください。

ご不明点等ございましたら，当職までお問い合わせください。

以上，よろしくお願いいたします。

最高裁判所事務総局経理局用度課
物品調達係 平山 修史
電話： 03-3264-5863 (DI)
03-3264-8111 [redacted]
FAX： 03-3234-0923
Mail： [redacted]

仕 様 書

- 1 件名
監視カメラ等の購入等
- 2 引渡場所
東京都千代田区隼町4-2
- 3 履行期限
令和2年11月30日(月)
- 4 品目, 規格, 数量, 単価等
別紙のとおり
- 5 設置作業及び機器調整等
 - (1) []を発注者の指定する位置に設置する。
 - (2) 配線は従前のものを利用し, 配置及び配線に当たって, []は予定しない。
 - (3) 設置作業に必要なとなった附属品等については受注者により準備するものとする。
 - (4) 設置した各種機器については, いずれも機器調整を行う。
 - (5) 現地担当者及び使用する職員に対し, 操作方法等の説明を行う。
- 6 共通事項
 - (1) 仮設及び養生等
飛散物等が発生する可能性のある作業については, ビニールシート等による養生を行い, 庁舎等の汚損や利用者に危険が生じないように注意する。施設及び備品等の汚損が生じた際は, 速やかに最高裁判所に報告し, 受注者の負担で原状回復する。
 - (2) 作業日程
事務に支障がないよう, 最高裁判所と協議の上, 決定する。
 - (3) 後片付け等
後片付け及び清掃は, 当日の作業終了時及び作業完了日に行う。
 - (4) その他
 - ア 本契約に当たり, 知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
 - イ 本件設置作業において疑義が生じた場合は, 最高裁判所と受注者との協議により決定する。

(別紙)

品目、規格及び数量

No.	品 目	規格等	数量	単位	単価	合価
1						99,600
						30,000
						24,800
						9,600
						19,600
2						120,000
3						38,800
4						37,600
5						2,000
6						60,000

平山修史(用度課物品調達係事務官)

差出人: 平山修史(用度課物品調達係事務官) <[redacted]>
送信日時: 2020年10月30日金曜日 13:25
宛先: [redacted]
CC: (物調係) 鈴木係長 ([redacted]) (物調係) 小川さま
件名: 【最高裁：用度課】(訂正)監視カメラ等の購入等について（発注）

株式会社アルタクラスセ [redacted] 様
様

いつもお世話になっております、最高裁物品調達係の平山です。

10月28日付で発注しました監視カメラ等の購入等についてですが、メールに記載しました契約金額に誤りがありましたので、お知らせします。
発注メールにも記載しましたが、いただいたお見積書（No. [redacted]）の金額が契約金額である点に違いはありません。

契約金額：440,000円（税込）（修正前）
契約金額：440,000円（税込）（修正後）

失礼いたしました、よろしくお願いいたします。

【機密性2】

最高裁判所事務総局経理局用度課
物品調達係 平山 修史
電話：03-3264-5863 (DI)
03-3264-8111 [redacted]
FAX：03-3234-0923
Mail: [redacted]

検 査 調 書

- 1 検 査 名 監視カメラ等の購入等
- 2 物品の内訳
 - (1) 品 目
 - (2) 規 格
 - (3) 数 量
 - (4) 単 価 } 別添仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 4 4 0 , 0 0 0 円
(うち消費税及び地方消費税額 金 4 0 , 0 0 0 円)
- 4 受 注 者 株式会社アルタクラス
- 5 引 渡 場 所 最高裁判所
- 6 契約年月日 令和 2 年 1 0 月 2 8 日
- 7 引 渡 期 限 令和 2 年 1 1 月 3 0 日
- 8 検 査 年 月 日 令和 2 年 1 1 月 1 2 日
- 9 引 渡 年 月 日 令和 2 年 1 1 月 1 2 日

上記について検査したところ、仕様書のとおり給付が完了したことを認める。

令和 2 年 1 1 月 1 2 日

検査職員

最高裁判所裁判部第一訟廷事務室

裁判所事務官 小 嶋 隆

仕 様 書

- 1 件名
監視カメラ等の購入等
- 2 引渡場所
東京都千代田区隼町4-2
- 3 履行期限
令和2年11月30日(月)
- 4 品目, 規格, 数量, 単価等
別紙のとおり
- 5 設置作業及び機器調整等
 - (1) [] 発注者の指定する位置に設置する。
 - (2) 配線は従前のものを利用し, 配置及び配線に当たって, [] は予定しない。
 - (3) 設置作業に必要なとなった附属品等については受注者により準備するものとする。
 - (4) 設置した各種機器については, いずれも機器調整を行う。
 - (5) 現地担当者及び使用する職員に対し, 操作方法等の説明を行う。
- 6 共通事項
 - (1) 仮設及び養生等
飛散物等が発生する可能性のある作業については, ビニールシート等による養生を行い, 庁舎等の汚損や利用者に危険が生じないように注意する。施設及び備品等の汚損が生じた際は, 速やかに最高裁判所に報告し, 受注者の負担で原状回復する。
 - (2) 作業日程
事務に支障がないよう, 最高裁判所と協議の上, 決定する。
 - (3) 後片付け等
後片付け及び清掃は, 当日の作業終了時及び作業完了日に行う。
 - (4) その他
 - ア 本契約に当たり, 知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
 - イ 本件設置作業において疑義が生じた場合は, 最高裁判所と受注者との協議により決定する。

(別紙)

品目、規格及び数量

No.	品目	規格等	数量	単位	単価	合価
1						99,600
						30,000
						24,800
						9,600
						19,600
2						120,000
3						38,800
4						37,600
5						2,000
6						60,000

【機密性2】

最高裁経総第719号

令和2年7月9日

使用者住所

東京都墨田区東駒形一丁目3番7号

株式会社マルベル

代表取締役 三ツ澤 博 殿

国有財産事務分掌者

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

国有財産使用許可書（変更）

令和2年7月3日付けをもって申請のあった当庁管理の国有財産を使用することについては、下記のとおり令和2年3月26日付け最高裁経総第305号国有財産使用許可書第3条及び第4条を変更して許可する。

この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、最高裁判所長官に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和2年4月1日から令和2年7月31日までとする。なお、使用許可の更新は認めない。

（使用料及び延滞金）

第4条 使用料は、266,483円（うち消費税及び地方消費税相当額24,225円）とし、当庁歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。